

公益社団法人新宮町シルバー人材センター

令和2年度事業計画

令和2年の干支「庚子(かのえね)」には「新たな芽吹き」、「繁栄の始まり」といった意味があり、まさに新しい時代の幕開けの予感です。

一方経済面では、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大による世界的な景気減速に伴い、日本国内でも幅広い業種で生産の減少が目立つほか、日本人の感染者数の増加に伴い、免疫力が低く重症化しやすい高齢者が感染を警戒して外出を控えるなど、個人消費の面でも影響が顕在化しています。

同時に、「発熱しても仕事を休めない」という働き方が感染を拡大させると問題視され始めた事により、「一億総活躍社会」という理想の話ではなく、現実に逼迫した公衆衛生上の必要のための「ゆとりある働き方」が求められています。

シルバー人材センターは、正にこの「ゆとり」を現役(子育て)世代に与えるため、厚生労働省の指導のもと「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を実施しています。

新宮町シルバー人材センター(以下「センター」と言う。)においては、会員の皆様に健康で活力ある高齢者の見本となり、生き生きと楽しく活躍して頂くため、これまで以上に皆様の健康増進に力を入れて取り組み、現役(子育て)世代の強力な支援者となる事を目指します。

また近年は、退職後の終の棲家として若夫婦を頼って移住した高齢者が「地域とのつながり」を求めてシルバー人材センターに入会するケースが目立ち始め、今まで以上に会員同士の絆を深める交流事業の必要に迫られています。

幸いにも、本年7月頃を目途に「ふれあい交流館」内に事務所を移転することが予定されており、これらの課題を克服するための環境も整います。

令和2年度は、新しい充実した環境のもと「健康増進活動」と「会員交流事業」を大きな二つの柱として取り組んで参ります。

(基本方針)

センターは、「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき会員が主体となって運営する組織であり、定年退職者などの高齢者に、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」を提供するとともに、ボランティア活動などの社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施します。また、定款及び規定等に沿った適正な法人運営に努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

1. 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

センターは、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を家庭、事業所、地方公共団体等から請負又は委任により有償で引き受け、これを会員に請負又は委任により提供します。会員はその仕事を完成又は事務の処理をすることによって、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金を受け取る仕組みで運営します。

令和2年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
200人	18,000人日	100%	97,000千円

主な就業分野

- ・ 個人宅における剪定作業、除草作業
- ・ 高齢者、病弱者等を対象としての身の回りの世話や外出の付き添い等の福祉サービス
- ・ 個人宅での家事全般、引っ越し前後の室内整理および清掃等の家事援助サービス
- ・ 子供の送迎、留守番、産前産後のお手伝い、子育て中の家事援助等の育児支援サービス
- ・ 町内企業等の軽作業、清掃作業
- ・ 町内企業等の緑地管理作業
- ・ 町内公園、空き地等の除草作業
- ・ 公共施設等での窓口業務、清掃作業

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事業所として、センター事務所内に連合会新宮町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就業を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会新宮町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

新宮町事務所 令和2年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率
30人	2,500人日	100%

主な就業分野

- ・町内企業の日直業務、伝票入力等
- ・スーパーマーケット等の商品管理等

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及活動、情報提供、研修、講演、相談、助言、調査研究等（公共目的事業）

1. 普及啓発事業

センター事業への理解が得られるよう、町民及び事業所に対し、センター事業の目的と具体的な取り組み等を周知するとともに、高齢者自身のセンター事業に対する意識啓発を行う。

- ①町広報誌への掲載
- ②ホームページを活用した広報
- ③イベント会場にてチラシ配布

2. 安全・適正就業推進事業

安全な就業は事業運営の基本であり、また、センターは公的な目的に基づいて設立された法人であり、法令遵守及び適正な事業運営が求められていることから適正就業対策にも推進。

- ①年4回「安全・適正就業委員会」開催
 - ・安全委員による作業現場のパトロールの実施
 - ・センター会員の就業中等の事故について、連合会作成「安全就業ニュース」や他センターの情報等から、センターの事故防止策の策定
 - ・安全講習会等の実施
 - ・適正就業に関するセンターの実態の把握・対応策の検討
- ②作業班別に作業前安全ミーティングの習慣化
- ③会員全員の健康診断受診の徹底及び確認

3. 相談業務

①就業相談等の実施

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、会員及び地域の高齢者に対する随時就業相談等に対応する。

②入会説明会の開催

- ・月1回第3水曜日に開催している入会説明会は継続開催
- ・会員拡大策として前年度実施した「女性のつどい」を継続実施

4. 研修・講習事業

- ①会員及び地域の高齢者を対象に、センターでの就業に必要な技能講習等を実施し、実際の就業に結びつけるとともに、より広い就業分野での仕事の確保と提供及び会員拡大に繋げる。
- ②既会員がスキルアップや生きがいを覚えるような体験型講習を実施することで、既会員の活

性を図り、既会員の口コミから会員獲得に繋げる。

5. 調査研究事業

①理事長等による企業訪問の実施

- ・既契約企業を訪問し、シルバー事業の理解に対するお礼、会員の就業状況の把握を行うとともに新規就業の開拓及び情報収集を図る。
- ・町内の既契約企業以外の新規企業を訪問し、シルバー事業の説明と新規就業の開拓及び情報収集を図る。

②センターを紹介する広報媒体の制作及び配布

センターは剪定・草刈りをやっているところとのイメージが先行している感が強いので、センターが実施している具体的な就業事例を紹介する広報媒体を制作・配布することで新規就業先の開拓に繋げる。

上記①の企業訪問時や町内全戸配布などで使用する。

以 上